

# 1 松戸市協働のまちづくり条例（案）策定の趣旨

## (1) 市民と行政の協働によるまちづくりとは？

協働とは、異なる主体同士が信頼関係の下、役割と責任を分担し、協力して事業を行うことを意味します。まちづくりにおける協働とは、市民（市民活動団体及び事業者を含む。）と行政が目的・目標を共有し、協力・連携して事業（活動）に取り組むことにより、市民ニーズに合った公共サービスの提供や地域課題の解決を図るものです。

市民と行政の協働は、誰もが暮らしやすい地域社会を形成していく上で必要不可欠な自治体経営の手法と位置付けられるもので、本市においてもその推進を図るものです。

## (2) なぜ、協働を推進するのか、その背景は？

### ①多様化する市民ニーズ、複雑化する地域課題への対応

市民の価値観が多様化する中、豊かさが実感できる暮らしやすい地域社会を形成するためには、地域課題の変化や市民ニーズの多様化に適応した公共サービスの提供が必要です。そのためには行政のみならず社会構造全体の変革が求められています。

### ②行政運営の効率化

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化などの社会経済情勢の下、厳しい行財政の現状においては、効率的な行政運営を図るべく行財政改革を推進し、多様な主体が公共サービスを担っていく仕組みの構築が必要です。

### ③まちづくりに関わる市民の力の向上

まちづくりに関わる市民の現状は、従来の町会・自治会活動から各種のNPOやボランティア活動へと広がりを見せており、その担い手は、団塊の世代の参加など今後とも増えていくものと期待されています。この市民の活力を活かす仕組みが必要です。

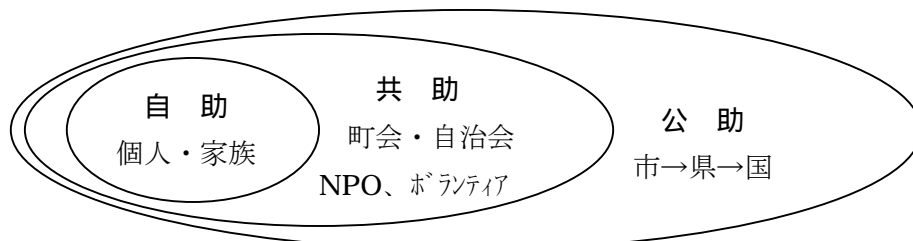
### ④分権型社会への対応（自助・共助・公助による「補完性の原理」の考え方）

地方分権推進法の成立以降、地方自治は変革を迫られています。補完性の原理とは、家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能なことをより大きな単位が行うという考え方で、地方分権時代の地域社会のあり方を示すものです。

自助：自分でできることは自分で行う。

共助：みんなでできることは助け合って解決する。

公助：それでもできないことは市→県→国が行う。



これからの公共サービスは、市民、町会・自治会、NPO、ボランティア、事業者、行政など、まちを構成するみんなで担います。

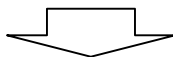


### (3) 条例制定のねらい

市民と行政の協働の推進は、これからの自治体経営の重要な手法であることから、そのあり方を条例の形で明確化するものです。この度の条例案では、協働の推進に関する基本理念及びまちづくりの担い手である市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を定めるとともに、市民活動の支援及び協働事業の推進に関する施策や制度について整備するものです。

#### 【目指す姿】

- ・市民、市民活動団体、事業者及び市が協働の理念及びそれぞれの果たすべき役割を理解して協働によるまちづくりに関わるようになります。
- ・自分たちのまちを自分たちで暮らしやすくする市民活動が活性化します。
- ・市民活動団体及び事業者のアイデアを活かした協働事業が増えます。
- ・市は、協働によるまちづくりを計画的に推進します。



#### 豊かで活力ある地域社会の実現

多様な公共サービスの提供・地域課題の解決

#### コラム：市民と行政のパートナーシップとは？

松戸市では、「市民と行政が共に考え、共に汗を流す」新しい時代のパートナーシップの構築を市政の基本方針に掲げています。パートナーシップとは、相互の信頼に基づく、上下や主従の関係でない対等な協力・提携の関係を指す言葉ですが、市民と行政のパートナーシップとは、そのような関係に基づいてより良いまちづくりに取り組むことと捉えています。そのためキーワードが市民参加と協働です。「市民参加」とは、市民本位のまちづくりを進めるべく、市政の様々な場面に市民の参加を促すことで、特に、施策形成過程への市民参加により、市民ニーズに適応した行政サービスの実現を図るものです。この市民参加の推進については、既に、松戸市総合計画等に基づき、情報の公開、審議会等の市民委員の公募、パブリックコメントの実施など着実な取り組みを進めてきています。ことから、今回の条例案の検討に当たっては、条例化すべき課題を「協働の推進」と設定したものです。

パートナーシップの推進 = 市民参加と協働の推進

松戸市協働のまちづくり条例の課題 = 協働の推進

#### ( 4 ) 条例の構成と内容

構 成	内 容
○前文	条例制定の趣旨を表します。
○目的	協働を推進することにより、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することが条例制定の目的です。
○定義	条例で用いる用語の意味を定めます。
○基本理念	市民、市民活動団体、事業者及び市が相乗効果を上げてより良く協働するための基本的な考え方を定めます。
○役割	<p>協働を推進するための役割を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の役割</li> <li>・市民活動団体の役割</li> <li>・事業者の役割</li> <li>・市の役割</li> </ul>
○市の施策	<p>協働を推進するために市が行う基本的な施策を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進計画の策定及び進捗状況の公表</li> <li>・市民活動の支援及び協働事業の実施に対する財政的措置</li> <li>・市民活動の支援及び発展に必要な施設の充実</li> <li>・施策の推進体制の整備</li> </ul>
○協働事業	市民活動団体、事業者のアイデアを活かして協働事業を立ち上げるための提案制度を設けます。
○協議会	協働事業の審査及び協働の推進に必要な事項の協議を行う機関を設けます。
○委任	条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定めます。
○附則	施行期日、条例の見直し、協議会委員の報酬等に係る規定を設けます。